

12. 学校教育

(1) 社会経済動向の概要

【近年の社会動向】

①児童・生徒、教員の現状

- ・児童・生徒数は減少傾向にあるが、教員数は横ばいで推移している。

②教育制度

- ・学校選択制等の導入が進んでいる。また、学校評価の導入による学校改善の取組みが進められている。

③学校における諸問題

- ・中学校における暴力行為発生件数は、近年横ばいで推移している。また、総件数は中学校に比べて多くないものの、小学校における暴力行為発生件数は、平成 14（2002）年度以降一貫して増加している。
- ・いじめは、減少傾向にあったが、いじめの定義が変更された平成 18（2006）年度の件数は、小学校で6万件、中学校で5万件を超えている。さらに、近年はインターネットや携帯電話等を介したいじめ等が問題となっている。
- ・不登校は平成 13（2001）年度以降減少傾向にある。しかし、平成 17（2005）年度の不登校児童・生徒は、小学校で約2万2千人、中学校で約10万人となっている。

④特別支援教育

- ・障害のある幼児・児童・生徒の教育について、これまでの「特殊教育」（東京都においては「心身障害教育」）から、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換が図られた。



【課題】

- * 児童・生徒数は減少しつつあるが、教育の充実を図るため、少人数指導、外国語指導助手（ALT）を活用した英語教育、様々な機器を活用した情報教育等、特色ある授業内容が取り入れられることなどから、教員数の確保と資質の向上が求められている。
- * 教育制度では学校選択制等が実施されているが、児童生徒の偏在化や地域コミュニティと学校の希薄化などの問題が指摘されている。また学校評価については、その公表や成果の反映などに課題がある。
- * 暴力やいじめ、不登校など学校に係る問題は依然として多い。いじめについては、目に見えるいじめだけでなく、インターネット等を介した間接的で陰湿ないじめも発生している。また不登校については、学校生活に起因したり、遊び非行・怠学によるものだけでなく、無気力、情緒的混乱、意図的な拒否等様々であり、不登校の要因・背景が複合化、多様化の傾向にあることから、教育相談やカウンセリング、適応指導教室やフリースクールなど、それぞれの児童・生徒に応じた教育・指導体制が求められる。
- * 障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導が実践されるために、教員の専門性の向上、教育体制および施設・設備等の面における環境条件等の整備が求められる。

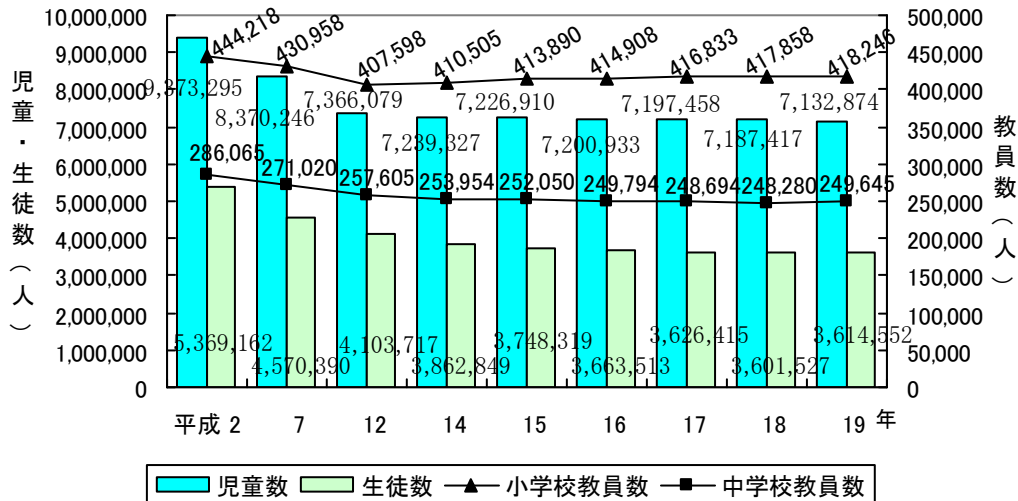
(2) 個別分野の内容

① 児童・生徒、教員の現状

a) 児童・生徒、教員数の現状

児童数、生徒数共にゆるやかな減少傾向にあり、平成 19 (2007) 年の児童数は約 713 万人、生徒数は約 361 万人である。また教員数は横ばいで推移し、平成 19 (2007) 年には小学校教員数約 42 万人、中学校教員数約 25 万人となっている。

図表 1 2-1 児童・生徒及び教員数の推移

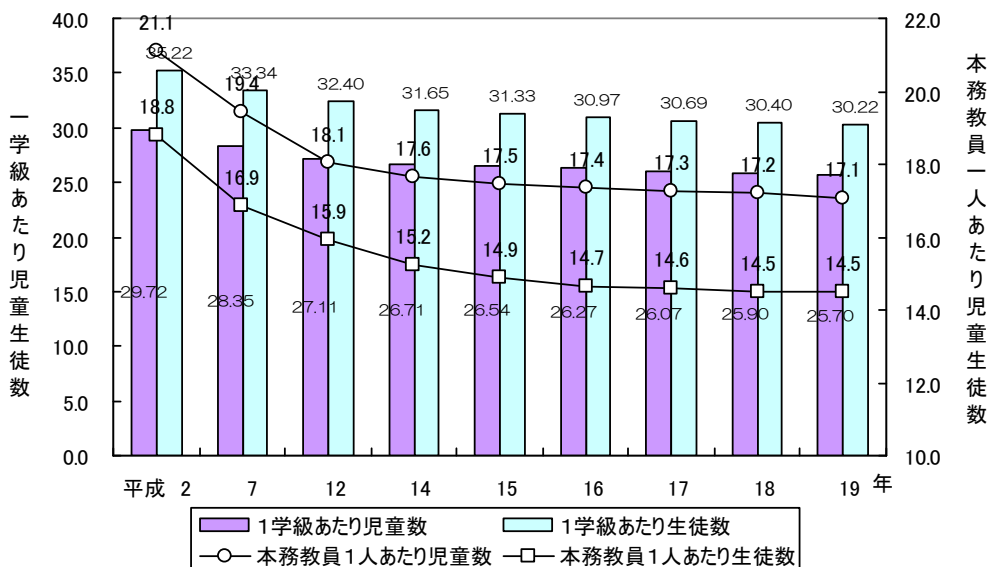


資料) 文部科学省「学校基本調査」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

b) 教員一人当たりの児童・生徒数

本務教員一人あたり児童数および生徒数はゆるやかに減少しており、平成 19 (2007) 年には、小学校で 17.1 人、中学校で 14.5 人となった。

図表 1 2-2 1学級あたり児童・生徒及び本務教員 1人あたり児童・生徒数の推移



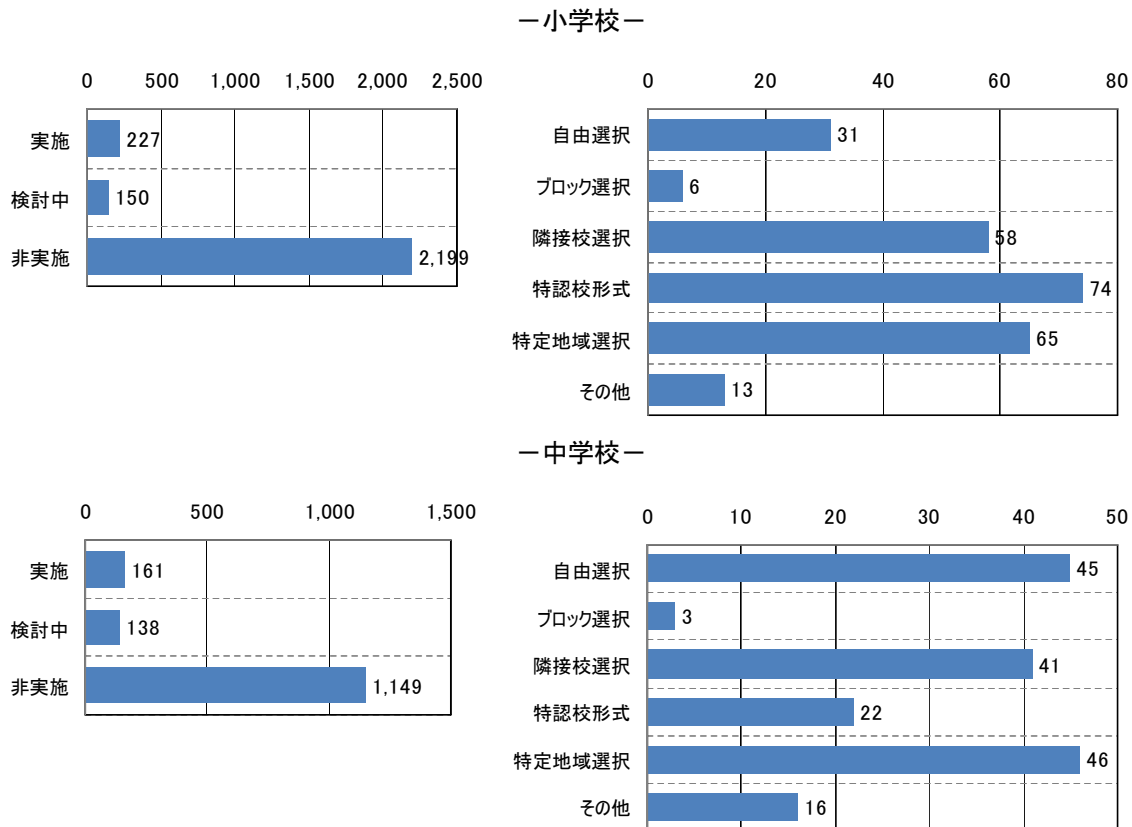
注) 本務教員：校長、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師（常勤）
資料) 文部科学省「学校基本調査」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

② 教育制度

a) 学校選択制

平成 16（2004）年度実施の文部科学省調査によれば、小学校段階で学校選択制を実施しているのは 227 自治体、実施を検討しているのは 150 自治体となっている。また、中学校では 161 自治体が実施、検討している自治体は 138 自治体であった。

図表 1 2-3 学校選択制の実施数及び内容（平成16年11月1日現在）



- 注) 自由選択制：当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
 ブロック選択制：当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
 隣接区域選択制：従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
 特認校制：従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
 特定地域選択制：従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について学校選択を認めるもの

資料) 文部科学省「小・中学校における学校選択制等の実施状況について（調査結果の概要）」（平成17年3月）より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

b) 学校評価

学校運営の改善と発展のために、学校が保護者や地域等に説明責任を果たし、家庭・地域との連携・協力を進めていくことが求められている。そのため、文部科学省は、平成 19 (2007) 年 6 月に学校教育法を改正し、学校評価とその結果に基づく学校運営の改善、教育水準の向上に努めることを規定した。

現在の学校評価の実施状況は、全国の公立学校（大学、高等専門学校を除く。以下同じ。）の「自己評価」実施率が 98.0%であり、「外部アンケート」の実施率は 88.9%となっているが、幼稚園の評価実施割合は低い。

図表 12-4 学校評価の実施

－自己評価－

－外部アンケート－

	公立学校					公立学校			
	実施した		実施していない			実施した		実施していない	
	学校数	割合	学校数	割合		学校数	割合	学校数	割合
幼稚園	4,468	85.7%	744	14.3%	幼稚園	3,573	68.6%	1,639	31.4%
小学校	22,177	99.7%	65	0.3%	小学校	20,726	93.2%	1,516	6.8%
中学校	10,072	99.6%	39	0.4%	中学校	9,206	91.0%	905	9.0%
高等学校	4,027	99.5%	19	0.5%	高等学校	3,492	86.3%	554	13.7%
中等教育学校	15	100.0%	0	0.0%	中等教育学校	13	86.7%	2	13.3%
盲・聾・養護学校	939	99.5%	5	0.5%	盲・聾・養護学校	830	87.9%	114	12.1%
合計	41,698	98.0%	872	2.0%	合計	37,840	88.9%	4,730	11.1%

注) 自己評価：学校評価の最も基本となるものであり、校長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行うものである。
外部アンケート：児童生徒や保護者、地域住民を対象とするアンケートによる評価や、保護者等との懇談会を通じて、授業の理解度や保護者・児童生徒がどのような意見や要望を持っているかを把握する。

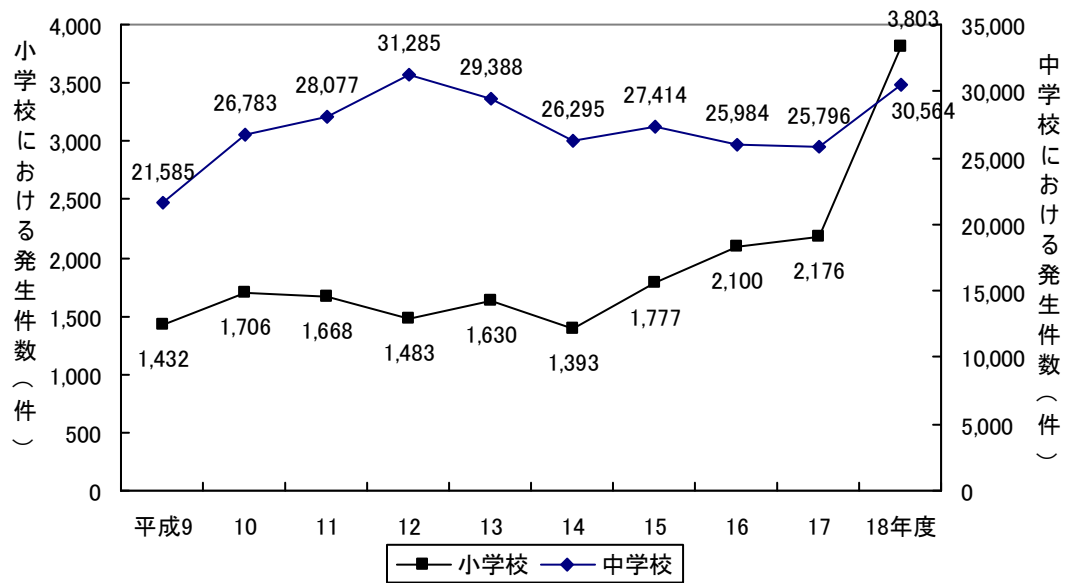
資料) 文部科学省「学校評価及び情報提供の実施状況（平成 18 年度間）」（平成 20 年 5 月）

③ 学校における諸問題

a) 暴力行為

平成 18 (2006) 年度に公立小中学校で発生した暴力行為（対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力・器物損壊）の発生件数は 34,367 件であり、中学校における発生件数が 30,564 件、小学校が 3,803 件であった（平成 18 (2006) 年度から公立学校に加え、国立・私立学校も加えているため件数が増加している）。中学校における発生件数は、平成 12 (2000) 年度以降、ほぼ横ばいで推移しており、依然として大きな課題となっている。また、小学校における発生件数は、中学校に比べ少ないものの、増加傾向が続いていることも注意が必要である。

図表 12-5 学校内における暴力行為発生件数



注) 平成 18 (2006) 年度からは、公立学校に加え、国・私立学校も調査しているため件数が増加している。

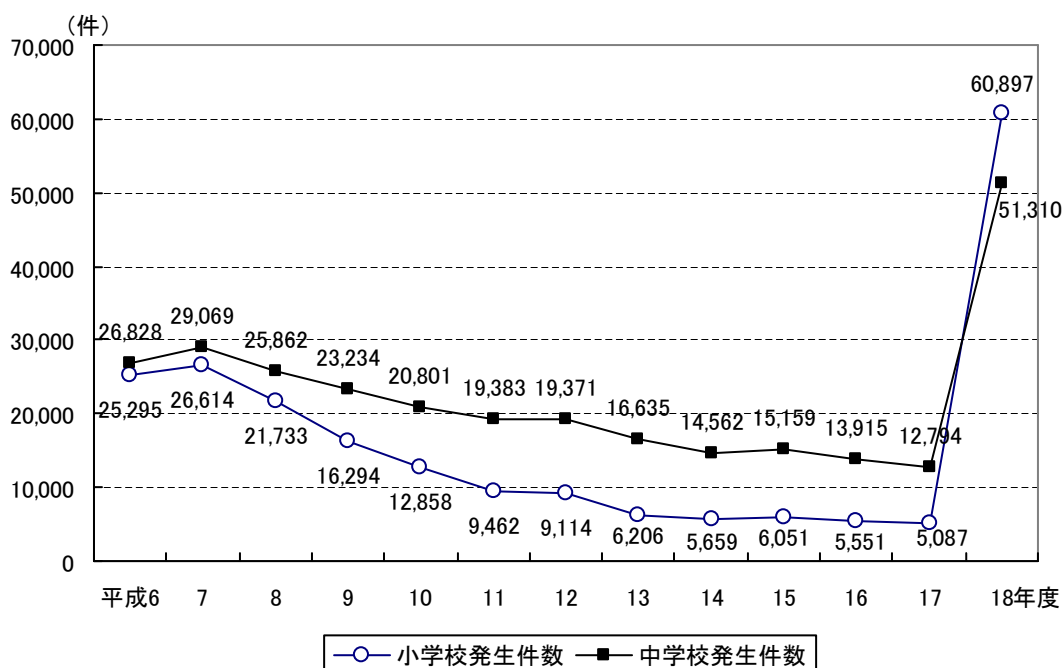
資料) 文部科学省「平成 18 年児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

b) いじめ

公立小中学校におけるいじめの発生件数は平成7（1995）年度以降、ほぼ一貫して減少傾向を示していたが、平成18（2006）年度には、「いじめ」の定義の変更をしたことによって、いじめの認知件数は小学校60,897件、中学校51,310件となった。

また、同調査におけるいじめの様態の「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷やいやなことをされる」件数は、小学校で466件、中学校で2,691件に上り、携帯電話のメールやインターネットを利用した「ネット上のいじめ」が問題となっている。

図表 1 2-6 公立小中学校のいじめ発生件数



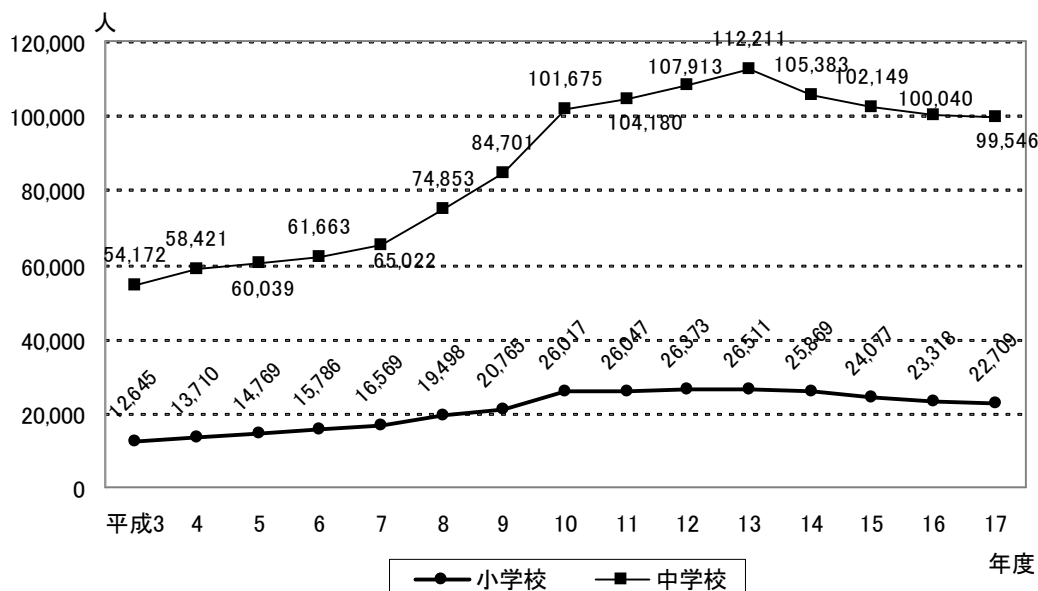
注) 平成19（2007）年2月23日付け18初児生第39号において、「いじめ」の定義を変更：「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

資料) 文部科学省「平成17年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

c) 不登校

平成 17 年（2005）度間に 30 日以上欠席した国・公・私立の小・中学校における不登校児童・生徒数は、122,287 人（小学校 22,709 人、中学校 99,578 人）であり、平成 13（2001）年以降、減少傾向にある。

図表 1 2-7 不登校児童生徒数（30 日以上欠席者）



注) 「不登校」は、学校基本調査の小中学校における理由別長期欠席者数における「不登校」（何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しない、あるいは、したくともできない状況にあるもの（ただし、「病気」や「経済的な理由」によるものを除く。））
資料) 文部科学省「平成 17 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

④ 特別支援教育

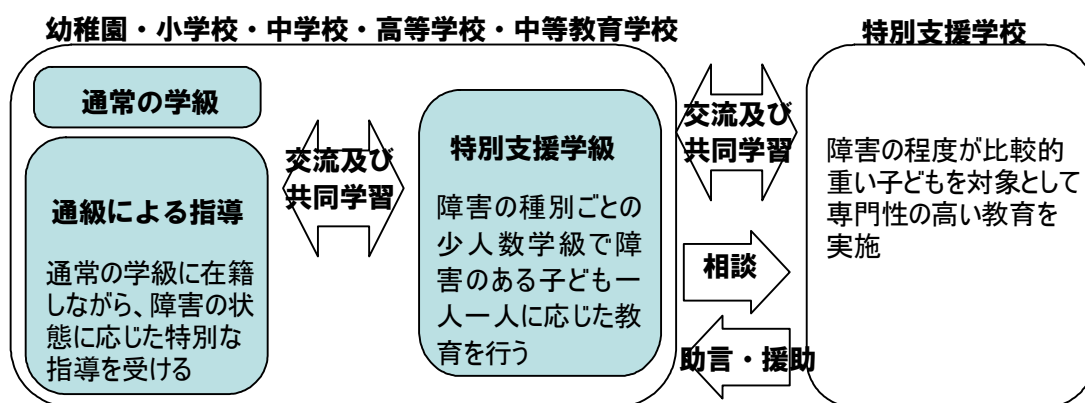
障害のある子どもに対する教育は、従来、障害の種類や程度に応じて特別の場（盲・ろう・養護学校や小・中学校の固定制の特殊学級[東京都では心身障害学級]、通級による指導）で行う「特殊教育」（東京都では「心身障害教育」）が行われていた。

しかし、①養護学校や固定制の特殊学級に在籍している児童・生徒が増加していること、②小・中学校の通常学級に在籍している学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の児童・生徒に対し特別な支援が必要となっていること、③盲・ろう・養護学校に在籍する幼児・児童・生徒の障害の重度・重複化が進んでいること等から、より適切な教育が求められ、また、ノーマライゼーション社会の実現を目指すうえで、障害のある子どもの教育のあり方について抜本的改善が求められるようになった。

そこで、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換が図られることとなった。それに伴い、学校教育法等が改正され、平成19（2007）年4月から、盲・ろう・養護学校は障害種別を超えた特別支援学校に一本化されるとともに、特別支援学校は在籍児童・生徒等の教育を行うほか、小・中学校等に在籍する障害のある児童・生徒の教育について助言・援助に努めることとされた。また、小・中学校においては、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等を含む障害のある児童・生徒等に対して、適切な教育を行うよう定められた（特殊学級（心身障害学級）は特別支援学級に変更された）。

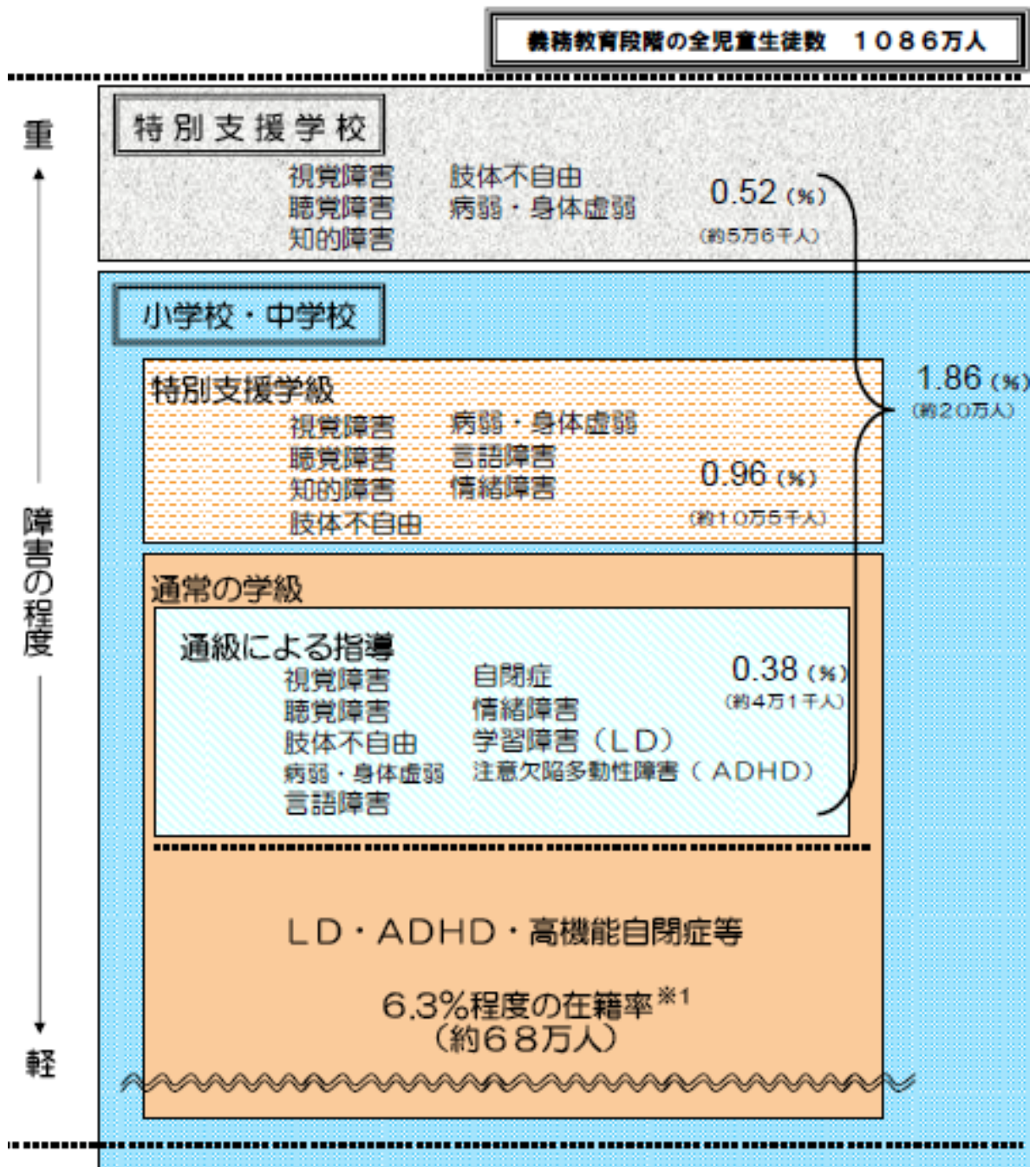
これらの特別支援教育の体制整備によって、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うことに重点が置かれた。

図表 1 2-8 特別支援教育の概要



資料) 文部科学省「特別支援教育」パンフレットより三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表 1 2-9 特別支援教育の対象の概念図



※1 この数値は、平成14年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

(※1を除く数値は平成18年5月1日現在)

出典) 文部科学省ウェブサイト